

写

笠 総 第 207 号  
平成18年 6月27日

笠松町国民保護協議会 会 長 様

笠 松 町 長 広 江 正 明

笠松町の国民の保護に関する計画について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第39条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

国民保護法第35条第1項の規定により町が作成する国民の保護に関する計画に関すること

## 諮問理由書

平成16年9月17日に、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)が施行されました。

この法律は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として制定されたものです。

この法律の施行に伴い、市町村は、県及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有することとなります。

このため、町は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画である「国民の保護に関する計画」を作成することとされております。

そこで、笠松町が作成します「国民の保護に関する計画」に関し、専門的見地からの意見をいただきたく、国民保護法第39条第3項の規定に基づき諮問いたしますので、審議願います。